

監理業務標準委託契約約款（新旧対照条文）

改正案	現行
<p>（監理業務委託者の解除権）</p> <p>第 35 条 監理業務委託者は、監理業務受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一 正当な理由なく、監理業務に着手すべき期日を過ぎても監理業務に着手しないとき。</p> <p>二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に監理業務が完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>三 監理業務管理技術者を配置しなかったとき。</p> <p>四 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p>五 監理業務受託者（監理業務受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という）</p> <p>ロ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>ハ 役員等（監理業務受託者が個人である場合にはその者を、監理業務受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員等であると認められるとき。</p> <p>ニ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ホ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。</p>	<p>（監理業務委託者の解除権）</p> <p>第 35 条 監理業務委託者は、監理業務受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一 正当な理由なく、監理業務に着手すべき期日を過ぎても監理業務に着手しないとき。</p> <p>二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に監理業務が完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>三 監理業務管理技術者を配置しなかったとき。</p> <p>四 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p>五 監理業務受託者（監理業務受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という）</p> <p>ロ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>ハ 役員等（監理業務受託者が個人である場合にはその者を、監理業務受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員等であると認められるとき。</p> <p>ニ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ホ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。</p>

へ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ト 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

チ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 監理業務受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、監理業務委託者が監理業務受託者に対して当該契約の解除を求め、監理業務受託者がこれに従わなかったとき。

2 監理業務委託者は、監理業務受託者が第 37 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。

#### (契約が解除された場合等の違約金)

第 35 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、監理業務受託者は、請負代金額の 10 分の〇に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 監理業務受託者がその債務の履行を拒否し、又は監理業務受託者の責めに帰すべき事由によって監理業務受託者の債務について履行不能となった場合

[注] 〇の部分には、たとえば「1」と記入する。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 監理業務受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人契約が解除された場合

二 監理業務受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

へ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ト 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

チ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 監理業務受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、監理業務委託者が監理業務受託者に対して当該契約の解除を求め、監理業務受託者がこれに従わなかったとき。

2 監理業務委託者は、監理業務受託者が第 37 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。

3 第 1 項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、監理業務受託者は、業務委託料の 10 分の〇に相当する額を違約金として監理業務委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

[注] 〇の部分には、たとえば「1」と記入する。

三 監理業務受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第五号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、監理業務委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（監理業務委託者の任意解除権）

第36条 監理業務委託者は、監理業務が完了するまでの間は、第35条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 監理業務委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより監理業務受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（解除に伴う措置）

第39条 監理業務受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を監理業務委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が監理業務受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する監理業務受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第35条又は第35条の2第2項によるときは監理業務委託者が定め、第36条又は第37条の規定によるときは監理業務受託者が監理業務委託者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する監理業務受託者のとるべき措置の期限、方法等については、監理業務委託者が監理業務受託者の意見を聴いて定めるものとする。

4 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、監理業務委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（監理業務委託者の解除権の留保）

第36条 監理業務委託者は、監理業務が完了するまでの間は、前条第1項及び第2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 監理業務委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより監理業務受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（解除に伴う措置）

第39条 監理業務受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を監理業務委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が監理業務受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する監理業務受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第35条によるときは監理業務委託者が定め、第36条又は第37条の規定によるときは監理業務受託者が監理業務委託者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する監理業務受託者のとるべき措置の期限、方法等については、監理業務委託者が監理業務受託者の意見を聴いて定めるものとする。